

14監査公表第2号

福岡市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第242条第3項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、同条同項の規定により請求書及び請求人に対する監査結果通知文を次のとおり公表する。

平成14年1月21日

福岡市監査委員	石	村	一	明
同	宮	本	秀	国
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

[ 福岡市職員措置請求書 ]

平成13年11月21日

福岡市監査委員 殿

住所	氏名	職業	印
請求人代表 福岡市早良区早良6-3-26	児嶋 研二	塾講師	

(他の請求人は別紙名簿記載の通り)

福岡市長に対する措置についての住民監査請求書  
(市議会前副議長の収賄に関連する下水道工事  
談合に関する損害賠償請求権の行使請求)

第1 請求の要旨

平成13年10月4日に福岡市議会浜田前副議長があっせん収賄罪で逮捕され、後日起訴された。(事実証明書1および3)浜田前副議長は、平成9(97)年4月に市が発注した西区「壱岐東(金武10外1)地区下水道築造工事」と「壱岐東(金武、吉武)地区下水道築造工事」(事実証明書5、6)にからみ、担当市職員から設計価格を聞き出し業者に教え、その謝礼として現金を受け取ったとされ、浜田前副議長も容疑を認めている。(事実証明書3、4)入札参加業者の間に公正な競争が行われるならば、議員にワイロを渡して設計価格を聞き出す必要は全くない。ワイロを渡すのは設計価格を聞き出し談合を行うためのものである。したがって、福岡市は、担当市職員の価格漏えいと入札参加業者の談合という不法行為によって損害を受けたことは明らかであるから、この入札に参加した全業者に対して契約額(上記2件の落札金額合計2億4465万円(消費税込))の20%(これは福岡市が入札改革として、現在行っている「契約額の20%を、談合に対する違約金条項として契約書に明記」していることに基づくものである)の損害賠償請求権を有している。

福岡市長がこの損害賠償請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法第242条に基づき、別紙事実証明書を添え、監査委員が福岡市長に対してその行使をするように勧告することを請求する。

## 第2、 事実証明書

- 1、新聞記事（西日本新聞平成13年10月5日付け）
- 2、新聞記事（朝日新聞平成13年10月5日付け）
- 3、新聞記事（西日本新聞平成13年10月26日付け）
- 4、新聞記事（西日本新聞平成13年10月30日付け）
- 5、「指名業者並びに入札結果表」「壱岐東（金武10ほか1）地区下水道築造工事」
- 6、「指名業者並びに入札結果表」「壱岐東（金武、吉武）地区下水道築造工事」

（以上原文のまま記載。）

別紙下水道談合事件に関する住民監査請求人名簿（名簿記載の請求人3名の氏名等は省略）

別紙事実証明書（内容は省略）

〔請求人に対する監査結果通知文〕

福監査第273号

平成14年1月18日

請求人代表 児嶋研二様

福岡市監査委員	石村一明
同	宮本秀国
同	高橋宏和
同	上野寛

### 福岡市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成13年11月21日付けで提出された標記の請求について、地方自治法第242条第3項の規定により監査を行ったので、同条同項の規定により、その結果を次のとおり通知します。

#### 第1 請求の要件

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

#### 第2 監査の実施

##### 1 請求の趣旨

「壱岐東（金武10外1）地区下水道築造工事」及び「壱岐東（金武、吉武）地区下水道築造工事」にからみ、浜田前副議長が、担当市職員から設計価格を聞き出し、これを業者に教え、その謝礼として現金を受け取ったとされ、前副議長

はこの容疑を認めている。

入札参加業者の間に公正な競争が行われるならば、業者が前副議長に賄賂を渡して、設計価格を聞き出す必要はない。

賄賂を渡すのは設計価格を聞き出し、談合を行うためである。

このため、福岡市は担当市職員の設計価格漏えいと入札参加業者の談合という不法行為によって損害を受けたことが明らかである。

したがって、入札に参加した全業者に対して、上記2件の落札金額合計2億4465万円（消費税込）の20%（これは、福岡市が入札改革として現在行っている、「契約額の20%を談合に対する違約金条項として契約書に明記」していることに基づくものである。）の損害賠償請求権を有している。

福岡市長が損害賠償請求権を行使しないことは財産管理を不当に怠るものであり、自治法第242条に基づき監査委員が市長に対してその行使をするように勧告することを請求する。

## 2 監査対象事項

監査請求の趣旨から、「入札参加業者の談合により、福岡市が被った損害について、市長が入札参加業者に対し損害賠償の請求を行わないことは、自治法第242条第1項に規定する『違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実』に該当するかどうか」を監査対象事項とする。

監査にあたっては、次の事項について実施する。

(ア)入札参加業者間で談合があったかどうか。

(イ)談合により損害を被ったといえるか。

(ウ)福岡市長は入札参加業者に対し損害賠償を請求する措置を講ずべきか。

## 3 事情を聴取した職員

財政局長、下水道局長並びに関係職員

## 4 関係人調査

本件請求に係る2件の工事の入札参加業者23業者等への質問調査

警察署及び検察庁並びに裁判所への資料の閲覧請求

## 5 その他の調査

本件請求に係る2件の工事の設計価格の漏えいに関するあっせん収賄事件 浜田雅之氏の裁判（平成14年1月11日 第1回公判）の傍聴。

## 6 請求人の証拠の提出及び陳述

平成13年 12月10日、請求人代表 児嶋 研二氏により陳述が行われた。

## 第3 監査の結果

本件請求については、以下のとおり理由がないものと認め、これを棄却する。

### 1 事実関係

監査した結果，確認した事実は次のとおりであった。

(1) 入札・契約手続について

本件請求に係る2件の工事（以下「本件2工事」という。）の入札・契約に係る関係書類については，警察に押収されているため，財政局及び下水道局に対して，事情聴取等による確認を行ったところ，本件2工事に係る入札・契約手続は自治法及び同法施行令並びに福岡市契約事務規則等に基づき行われていた。

(2) 入札・契約の方法等について

ア 入札・契約の方法

福岡市が発注する工事等の契約については，自治法第234条に基づき，一般競争入札，指名競争入札又は随意契約の方法により，締結することとなっており，本件2工事は，いずれも指名競争入札により行われていた。

指名競争入札とは，資力・信用その他について適当と認める特定多数の競争参加者を選んで指名し入札の方法によって競争させ，地方公共団体にとって最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。

イ 入札・契約の状況

本件2工事の入札・契約状況等は，次のとおりである。

(ア) 契約件名 「壱岐東（金武10外1）地区下水道築造工事」

契約業者 日産建設株式会社九州支店  
入札予定価格 134,998,500円（消費税込み）  
128,570,000円（消費税抜き）  
契約金額 133,350,000円（消費税込み）  
落札率 98.77%  
入札日 平成9年4月23日  
契約日 平成9年4月30日  
入札参加業者 日産建設株式会社九州支店外11業者

(イ) 契約件名 「壱岐東（金武，吉武）地区下水道築造工事」

契約業者 林土木工業株式会社  
入札予定価格 112,152,600円（消費税込み）  
106,812,000円（消費税抜き）  
当初契約金額 111,300,000円（消費税込み）  
最終契約金額 112,330,050円（消費税込み）  
落札率 99.23%  
入札日 平成9年4月23日  
契約日 平成9年4月30日  
入札参加業者 林土木工業株式会社外11業者

2 財政局及び下水道局に対する事情聴取

本件 2 工事に関連した事項について、財政局及び下水道局に事情聴取を行った。  
事情聴取の内容については以下のとおりである。

(1) 工事について

ア 下水道局の説明

本件工事は、市民生活の環境改善や公共用水域の水質保全などを図るため、西区金武地区・羽根戸地区・吉武地区の水洗化を目的とした、污水管及び雨水管の築造工事である。

(2) 入札方法及び入札手続について

ア 財政局の説明

平成 9 年当時の入札制度は、契約金額が 2 1 億 6 千万円以上は一般競争入札、3 億円以上 2 1 億 6 千万円未満は公募型指名競争入札、2 5 0 万円超 3 億円未満は指名競争入札、2 5 0 万円以下は随意契約となっており、本件 2 工事については「指名競争入札」を採用した。

指名業者については、「福岡市指名基準」に基づき、業者数等を決定しており、当時の指名基準によると、本件 2 工事は土木の B 等級に該当し、指名業者数は 8 社以上 1 2 社以下であるため、1 2 社を指名し、平成 9 年 4 月 1 日に指名通知、同年 4 月 2 3 日に入札を実施した。

(3) 設計価格、予定価格に関する情報管理について

ア 下水道局の説明

設計価格の管理については、職員に対して、また、職場においても厳しく指導しているところであり、設計積算は別室にて行い、関係者以外の入室を禁止しており、また、決裁の過程においても限られた範囲の者のみしか知り得ることはできないようになっている。

なお、本件 2 工事の設計価格を漏えいした職員の調査については、行政監察班を所管する総務企画局で対応している。

また、本件 2 工事の設計積算については、当時の建設省の「標準歩掛かり」、建設省、運輸省、農林水産省が合同で設定した「労務単価」また、本市において市場の実態調査を行い、建設省、福岡県と調整した「資材単価」を用いて、適正な価格を算出している。

イ 財政局の説明

契約課に持ち込まれた設計書は契約課内のロッカーに保管し、他に漏れることがないようにしている。

また、予定価格については、入札日の朝、担当係長が作成し、契約課長が決裁し、そのまま封書にするため、予定価格が他に漏れることはない。

(4) 談合情報について

ア 財政局の説明

本件 2 工事については、入札前、入札後にも本市に対して、談合情報は寄せられていなかった。

イ 下水道局の説明

談合情報はなかった。

(5) 警察及び検察の捜査について

ア 財政局の説明

平成13年10月5日，福岡県警察本部 令状による家宅捜査

イ 下水道局の説明

平成13年10月4日，福岡県警察本部刑事部捜査第2課 来所

〃 10月5日，福岡県警察本部 令状による家宅捜査

(6) 入札参加業者に対する処分等について

ア 財政局の説明

本件2工事の落札業者から，平成13年11月2日及び同年11月7日に事情を聴取した。

その結果，浜田前副議長への贈賄の事実を認めた林土木工業（株）に対しては，本市指名停止等措置要領の規定により，平成13年10月5日から5月間の指名停止措置を行っている。

日産建設（株）九州支店については，本件工事の下請業者が不正行為を行ったもので同社は直接関与していない旨の申し立てであり，現時点では（平成13年12月17日），不正行為の事実確認ができず，指名停止等の措置は行っていない。

今後の公判等の状況を見て必要に応じて事情聴取を行う。

なお，本件2工事の落札業者の事情聴取において，談合をした事実は確認できず，その他の入札参加業者への事情聴取は行っていない。

(7) 入札制度改革について

ア 財政局の説明

入札制度については，透明性の確保 公正な競争の促進・不正行為の排除の徹底 適正な施工の確保を基本理念とし，地元企業の受注機会の確保と優良な企業育成に配慮しながら，制度改革を進めており，談合防止については，公正な競争の促進・不正行為の排除の徹底を図るため，

(ア) 指名競争入札の指名業者数の拡大（指名業者数を2倍）

(イ) 談合情報対応マニュアルの改正（指名の組み替え・再公募等）

(ウ) 公正入札監視委員会の設置（談合情報への対応を審議するとともに，入札手続の定期的な監査等の機能を付加した有識者による入札監視委員会）

(エ) 談合関係の指名停止期間の延長（最長2年まで）

(オ) 違約金条項を明記した入札書・契約書による入札・契約の実施（損害賠償金を契約金額の20%と定めた）

(カ) 原則として現場説明会の廃止

(キ) 1000万円を超える工事については，工事費内訳書の提出

を実施している。

また、今後は、ホームページを利用した入札結果等の情報提供や電子入札システムの導入などに取り組んでいく。

(8) 損害賠償請求権の行使について

ア 財政局及び下水道局の説明

談合の事実が明らかになり、本市が損害を被ったことが判明した場合は損害賠償請求を行うことになると考えている。

3 関係人調査

(1) 入札参加業者23業者等について

本件2工事に関連した事項について、入札参加業者23業者等に対し、質問調査を行った。

質問調査の内容については以下のとおりである。

なお、入札参加業者23業者中、1業者は倒産しており、質問調査ができなかった。

また、浜田 雅之氏から設計価格を聞き出したとされる「壱岐東（金武10外1）地区下水道築造工事」を落札した日産建設（株）九州支店の当該工事の下請業者（以下「A社」という。）についても、倒産しており、質問調査ができなかった。

ア 設計価格の入手について

(ア) 落札業者の説明

a 日産建設（株）九州支店

当社が落札した「壱岐東（金武10外1）地区下水道築造工事」の設計価格については、A社に対し入手を依頼したことはないが、A社から聞いたことは事実である。

しかしながら、当社とA社のつきあいは浅く、A社が持ち込んだ設計価格は根拠があるとは思われず、自社の積算した入札金額で入札した。

また、ゼネコンは、市販の資料により独自に設計価格を積算することができ、議員等に設計価格を聞く必要はない。

なお、A社を下請に入れたのは当該工事が初めてであったが、A社は当該工事を施工するにあたっての特殊工法の技術を有する業者であった。

また、下請に入れる際には、見積もりを徴して決定しており、A社ともう1社の2業者に下請をお願いした。

b 林土木工業（株）

本件2工事の設計価格については、A社が、浜田氏に働きかけ、これ入手し、当社に持ち込んだものであり、確かに当社としては、本件2工事とも設計価格を知っていたが、設計価格については、だいたいのところであり、何十万といった端数まではわからなかった。

また、A社とは、福岡市土木建設協同組合の設立にあたって、ともに主力として努力しており、親しかった。

また、持ち込まれた設計価格については、当社でも積算したが、入札を有利に進めたいとの思惑があり参考とした。

なお、当社としては、所有している機械の関係で、「壱岐東（金武，吉武）地区下水道築造工事」を受注したい意欲が強かった。

(イ) 入札参加業者（落札業者及び倒産した業者を除く。）の説明

本件2工事において、設計価格の入手に関して、議員等に対し何らかの働きかけを行ったことはなく、また、設計価格の入手に関するうわさについても聞いたことがない。

イ 談合行為の有無について

(ア) 落札業者（日産建設（株）九州支店及び林土木工業（株））の説明

自らが落札できるように、他の入札参加業者に対し依頼したこと、また、他の入札参加業者の入札金額の調整・指示を行ったことなど働きかけを行ったことはなく、また、これらの働きかけをA社に依頼した事実もない。

(イ) 入札参加業者（落札業者及び倒産した業者を除く。）の説明

日産建設（株）九州支店、林土木工業（株）及びA社など他の業者から、落札したい旨の依頼をされたこと、また、入札金額の調整・指示をされたことなど働きかけはなかった。

ウ 積算について

本件2工事の入札参加業者（倒産した業者を除く。）すべてが、自社で積算を行ったと回答している。

なお、手持ち工事の有無や工事現場から自社又は資材置き場までの距離など、人員配置、経費の面から、入札に参加したすべての工事について、受注したいという強い意欲があるわけではなく、指名されたから入札に参加している工事もあり、これらの工事については、積算上、金額的にがんばって下げることはないと回答した業者もあった。

(2) 警察署及び検察庁並びに裁判所について

福岡県警西警察署及び福岡地方検察庁に対し、本件2工事の設計価格の漏えいに関する浜田 雅之氏のあっせん収賄事件の捜査資料等の閲覧を依頼したが、捜査資料であること、公判前であることを理由に断られた。

また、福岡地方裁判所に対し、浜田 雅之氏の第1回公判後、同事件に関する裁判記録等の閲覧を申請した。（平成14年1月15日現在、許否について未回答）

4 その他の調査

本件2工事の設計価格の漏えいに関する浜田 雅之氏のあっせん収賄事件の裁判（平成14年1月11日 第1回公判）を傍聴した。

本件請求に係る事項については以下のとおり検察官による朗読があった。



林土工業（株）については、A社に対し、設計価格の入手に関する浜田 雅之氏への働きかけを依頼しており、A社は、同氏より設計価格を入手した。

次に、日産建設（株）九州支店については、A社を下請に入れることを約束し、「壱岐東（金武10外1）地区下水道築造工事」の設計価格を聞きだした。

その後、林土工業（株）は、「壱岐東（金武10外1）地区下水道築造工事」に関する日産建設（株）九州支店とA社の下請契約に関する話を聞き、当該工事を断念した。

入札結果としては、林土工業（株）が「壱岐東（金武，吉武）地区下水道築造工事」を、また日産建設（株）九州支店が「壱岐東（金武10外1）地区下水道築造工事」を落札した。

## 5 監査委員の判断

請求人は、福岡市が被った損害を補填するための措置として、本件2工事の入札参加業者に対して損害賠償を請求するよう、福岡市長に対し勧告することを求めているが、福岡市長が損害賠償を請求するためには民法第709条の要件を立証しなければならない。

すなわち、本件2工事の入札において、違法な行為が行われたこと、その違法な行為によって本市に損害が発生したこと（損害賠償の額）を具体的に立証する必要がある。

本件監査において、上記のとおり、関係人調査として、本件2工事の落札業者及びその他の入札参加業者等から談合行為の有無等について事情聴取を行った。

この結果、落札業者については、林土工業（株）が、設計価格の入手については認めているものの、林土工業（株）及び日産建設（株）九州支店ともに、自らが落札できるように他の入札参加業者に依頼したこと、また、他の入札参加業者の入札金額の調整・指示を行ったことなど談合行為については否定しており、また、これらの談合行為をA社に依頼した事実もないとしており、談合行為の有無は確認できなかった。

なお、落札業者以外の入札参加業者についても、日産建設（株）九州支店、林土工業（株）、A社など他の業者から、落札したい旨の依頼をされたことや、入札金額を調整・指示されたことなど談合行為はなかったと否定しており、談合行為の有無は確認できなかった。

また、浜田 雅之氏の第1回公判の検察官の冒頭陳述においては、日産建設（株）九州支店及び林土工業（株）とともにA社に働きかけて設計価格を入手したと言及しているが、談合行為の有無については触れられていなかった。

したがって、損害賠償請求の前提になる談合行為の有無が確認できない以上、民法第709条に基づく損害賠償請求権が発生しているとは言えず、本件請求には理由がない。